

(原案)

あま市管理不全空家等及び
特定空家等判定基準

令和8年（2026年）3月

あま市

目 次

1. 趣旨	1
2. 管理不全空家等及び特定空家等について	1
3. 判断の仕方（判断基準）	3
4. 管理不全空家等及び特定空家等候補の判断フロー	10
5. 対応方針	12
6. 調査の方法	12
7. 認定の方法	12
参考資料「あま市管理不全空家等及び特定空家等調査票」	14

1. 趣旨

あま市管理不全空家等及び特定空家等判断基準は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成 26 年法律第 127 号) (以下、「空家特措法」という。) 第 2 条第 2 項に規定する特定空家等及び第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等を判断するため、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)」 (以下、「ガイドライン」という。) の「第 2 章 (1) 管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準」に示される内容を踏まえ、あま市としての基準を定めるものである。

2. 管理不全空家等及び特定空家等について

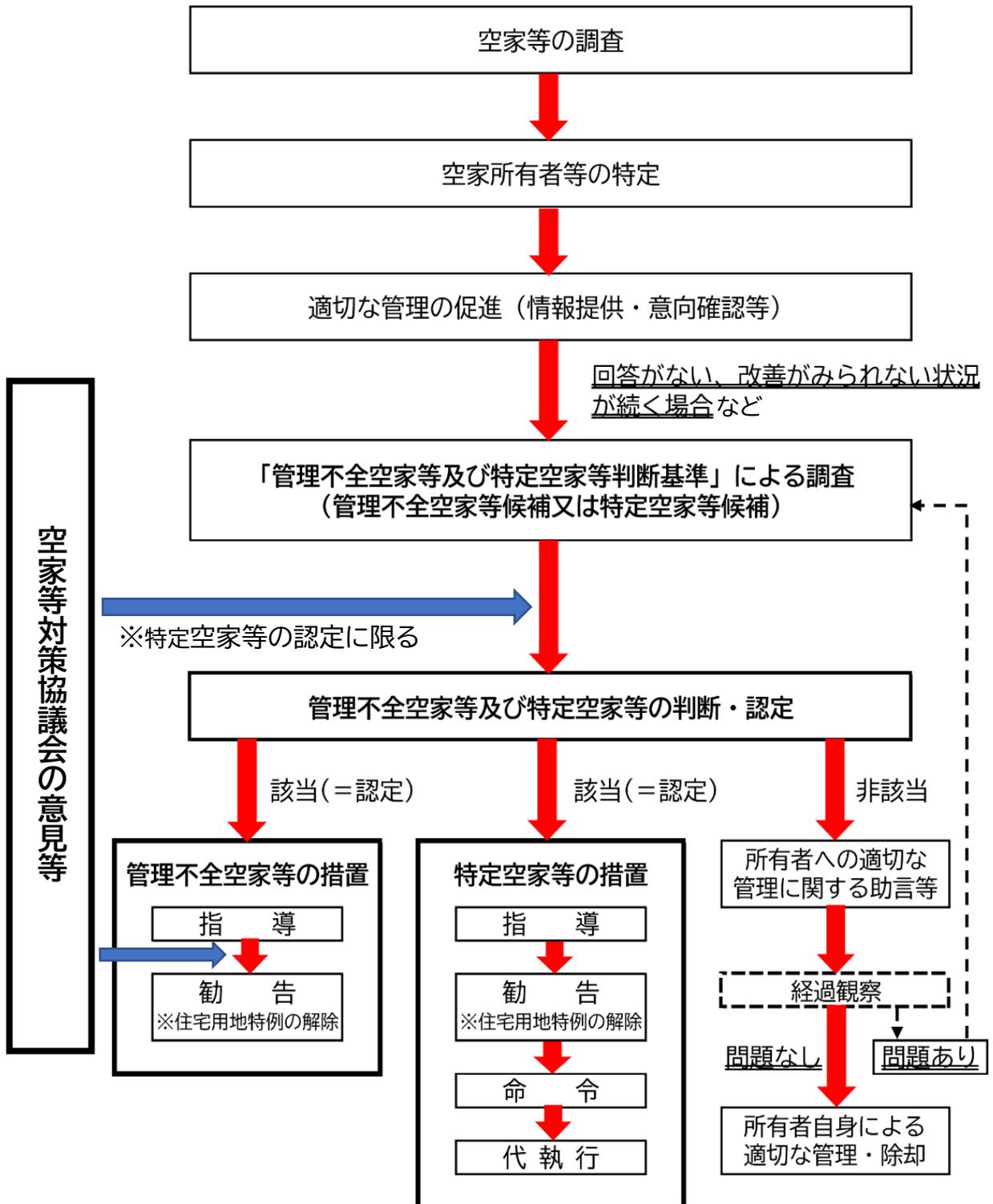
空家特措法第 2 条第 2 項、第 13 条第 1 項及びガイドラインで示された管理不全空家等及び特定空家等の判断基準となる考え方を参考に、空家等のうち、表 1 の区分毎の状態の程度等により管理不全空家等又は特定空家等として判断する。

表 1 空家特措法における管理不全空家等及び特定空家等の区分

空家の区分		空家等の状態 (法の定義)	備考
1	保安上危険な空家	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。	ガイドライン別紙 1 より
2	衛生上不適切な空家	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。	ガイドライン別紙 2 より
3	景観上不適切な空家	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。	ガイドライン別紙 3 より
4	生活環境上不適切な空家	その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。	ガイドライン別紙 4 より

※ 1、2、3、4の状態を評価し、管理不全空家等又は特定空家等としての判断を行う。

図1 管理不全空家等及び特定空家等対応フロー図



3. 判断の仕方（判断基準）

管理不全空家等又は特定空家等の候補となる空家等を判断するにあたり、空家等の状態を(1)「建築物の状態」、(2)「衛生・生活環境上の状態」の2つの観点から判断を行う。(1)「建築物の状態」については、建築物の保安上の危険性及び周辺への影響度に係る判断基準をもとに、(2)「衛生・生活環境上の状態」については、衛生・景観・その他生活環境上保全に係る判断基準をもとに、それぞれ一定の基準に該当するものを「管理不全空家等候補」又は「特定空家等候補」として判断する。なお、「候補」とは、法に基づく認定を行う前段階における行政内部の整理であり、当該判断をもって直ちに「管理不全空家等」または「特定空家等」として認定するものではない。

(1)(2)の判断基準については、ガイドラインによる詳細区分を参考とする。

表2 管理不全空家等及び特定空家等として判断するための空家等に対する観点

(1) 建築物の状態	(2) 衛生・生活環境上の状態	判断
I. 建築物の保安上危険となるおそれ（建築物・擁壁） II. 周辺への影響度（敷地・境界からの離れ）	III. 衛生上有害となるおそれ IV. 著しく景観を損なうおそれ V. 生活環境の保全が適切でなくなるおそれ	I～Vのすべての項目を総合的に判断

各状態の判断基準について

(1) 「建築物の状態」

I. 建築物の保安上危険となるおそれ

【建築物・擁壁についての判断基準】

項目	箇所	判断内容	基礎点	Aランク	Bランク	Cランク	評点 (基礎点×0.5 ×0.5 ×1.0)	
				(×0)	(×0.5)	(×1.0)		
建築物	建築物の著しい傾斜	全体	① 建築物の崩壊・落階等の有無	100	なし	部分的崩壊	過半・母屋の崩壊	
			② 建築物の不同沈下、柱の傾斜	100	(柱の傾斜) 1/60未満	(柱の傾斜) 1/60～1/20	(柱の傾斜) ・1/20以上 ・床全体の沈下あり	
	建築物の構造耐力上主要な部分の損傷	基礎、土台、はり、	③ 土台、柱、はりの腐朽・破損・変形の有無	50	なし	50%未満	50%以上	
	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ	屋根、ひさし、雨どい	④ 屋根の腐朽・破損・欠落等の有無	50	なし	50%未満	50%以上	
			⑤ 雨どいの腐朽・破損・欠落等の有無	10	なし	50%未満	50%以上	
		外壁等	⑥ 外壁仕上材の剥落、腐朽、破損等の有無	50	なし・塗装劣化のみ	破損等あり	壁体貫通・下地露出あり	
			⑦ 開口部(窓ガラス等)の割れ・破損等の有無	20	なし	一部の割れ・破損等あり	過半の割れ・破損等あり	
		看板、給湯設備、屋上水槽等	⑧ 看板、給湯設備・屋上水槽等の破損・脱落・転倒等の有無	10	なし	破損等あり	脱落等可能性あり	
		屋外階段又はバルコニー、その他の突起物	⑨ 屋外階段・バルコニーの腐朽・破損・脱落・転倒等の有無	10	なし	腐朽・破損等あり	脱落等可能性あり	
		門又は塀	⑩ 門・塀の腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし	50%未満	50%以上	
擁壁		擁壁が老朽化し危険となるおそれ	擁壁	⑪ 擁壁表面への水のしみ出しの有無、水抜き穴の状態、ひび割れの有無	30	練石積み・CB積み等が適切な設置状態。	擁壁表面への水のしみ出し、水抜き穴の詰まり	擁壁のひび割れ、表面に水が流出
合計(基礎点合計=440点)								

【判断】

①～⑪の評点の合計が 100 点以上となるものを、「保安上危険な空家（特定空家等相当）」とみなす。

また、合計が 50 点以上となるものを、「そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家（管理不全空家等相当）」とみなす。

II. 周辺への影響度

「I. 建築物の保安上危険となるおそれ」に加え、当該空家等と隣地境界及び公衆用道路との離れの距離により、周辺への影響度（危険性）を判断する。

【敷地・境界からの離れについての判断基準】

				離れ（大）	離れ（中）	離れ（小）
敷地・境界からの離れ	A	隣地境界と建築物の離れ（最短距離） 【L = m】	2階建以内	L > 概ね 5m	概ね 3m ≤ L ≦ 概ね 5m	L < 3m
			3階建以上	L > 概ね 10m	概ね 6m ≤ L ≦ 概ね 10m	L < 6m
	B	公衆用道路と建築物の離れ（最短距離） 【L = m】	2階建以内	L > 概ね 5m	概ね 3m ≤ L ≦ 概ね 5m	L < 3m
			3階建以上	L > 概ね 10m	概ね 6m ≤ L ≦ 概ね 10m	L < 6m

表3 周辺への影響度（危険性）の判断票

周辺への影響度（危険性）の判断			
	道路との離れ（大）	道路との離れ（中）	道路との離れ（小）
隣地境界離れ（大）	影響度（小）		
隣地境界離れ（中）		影響度（中）	
隣地境界離れ（小）			影響度（大）

「敷地・境界からの離れについての判断基準」の結果を、表3の判断票に照らし合わせ、「周辺への影響度（危険性）の判断」が、影響度（大）、（中）となるものを管理不全空家等又は特定空家等の判断に考慮する。

(2)「衛生・生活環境上の状態」

Ⅲ. 衛生上有害となるおそれについての判断基準

項目	判断内容		状況		
			低	中	高
建築物又は設備等の破損が原因によるもの	ア	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況			
	イ	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生			
	ウ	排水等の流出による臭気の発生			
ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にあるもの	エ	臭気の発生			
	オ	多数のねずみ、はえ、蚊等が発生			
状況の総合判断			低	中	高

【判断】

判断基準に基づき、ア～オの項目に該当する状態にあるかを確認し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしているかどうかについて、該当状況を判断する。

※状況の判断例

- ・「低」 --- 状況が発生していない、もしくは確認できない場合
- ・「中」 --- 発生または確認できた状況で、社会通念上一般的な許容範囲を超えておる状況の場合
- ・「高」 --- 発生または確認できた状況が著しく、社会通念上一般的な許容範囲を超えており、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状況の場合
状況が「高」となる項目がある場合、特定空家等の判断に考慮し、「中」又は「高」となる項目がある場合、管理不全空家等の判断に考慮する。

なお、判断に際しては、時期や時間帯により状況が変わるものであるため、周辺住民への聞き取りを中心にして「地域住民の日常生活に支障を及ぼしている」ことの判断を行うものとする。

IV. 著しく景観を損なうおそれについての判断基準

項目	判断内容	状況			
		低	中	高	
適切な管理が行われていない結果、周辺の景観と著しく不調和であり、以下の状態にあるもの	ア	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。			
	イ	多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。			
	ウ	看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。			
	エ	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。			
	オ	敷地内にごみ等が散乱、山積みしたまま放置されている。			
状況の総合判断			低・中・高		

【判断】

判断基準に基づき、ア～オの項目に該当する状態にあるかを確認し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしているかどうかについて、該当状況を判断する。

※状況の判断例

- ・「低」 --- 状況が発生していない、もしくは確認できない場合
- ・「中」 --- 発生または確認できた状況で、社会通念上一般的な許容範囲を超えておる状況の場合
- ・「高」 --- 発生または確認できた状況が著しく、社会通念上一般的な許容範囲を超えており、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状況の場合
状況が「高」となる項目がある場合、特定空家等の判断に考慮し、「中」又は「高」となる項目がある場合、管理不全空家等の判断に考慮する。

なお、判断に際しては、時期や時間帯により状況が変わるものであるため、周辺住民への聞き取りを中心にして「地域住民の日常生活に支障を及ぼしている」ことの判断を行うものとする。

V. 生活環境の保全が適切でなくなるおそれについての判断基準

項目	判断内容	状況		
		低	中	高
立木が原因によるもの	ア 腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。			
	イ 枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。			
空家等にすみついた動物等が原因によるもの	ウ 動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生している。			
	エ 動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生している。			
	オ 敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散している。			
	カ 多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生している。			
	キ 住みついた動物が周辺の土地・家屋に浸入している。			
	ク シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来するおそれがある。			
建築物等の不適切な管理等が原因によるもの	ケ 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。			
	コ 屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空家等からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。			
	サ 周辺の道路、家屋等の敷地等に土砂等が大量に流出している。			
状況の総合判断		低	中	高

【判断】

判断基準に基づき、ア～サの項目に該当する状態にあるかを確認し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしているかどうかについて、該当状況を判断する。

※状況の判断例

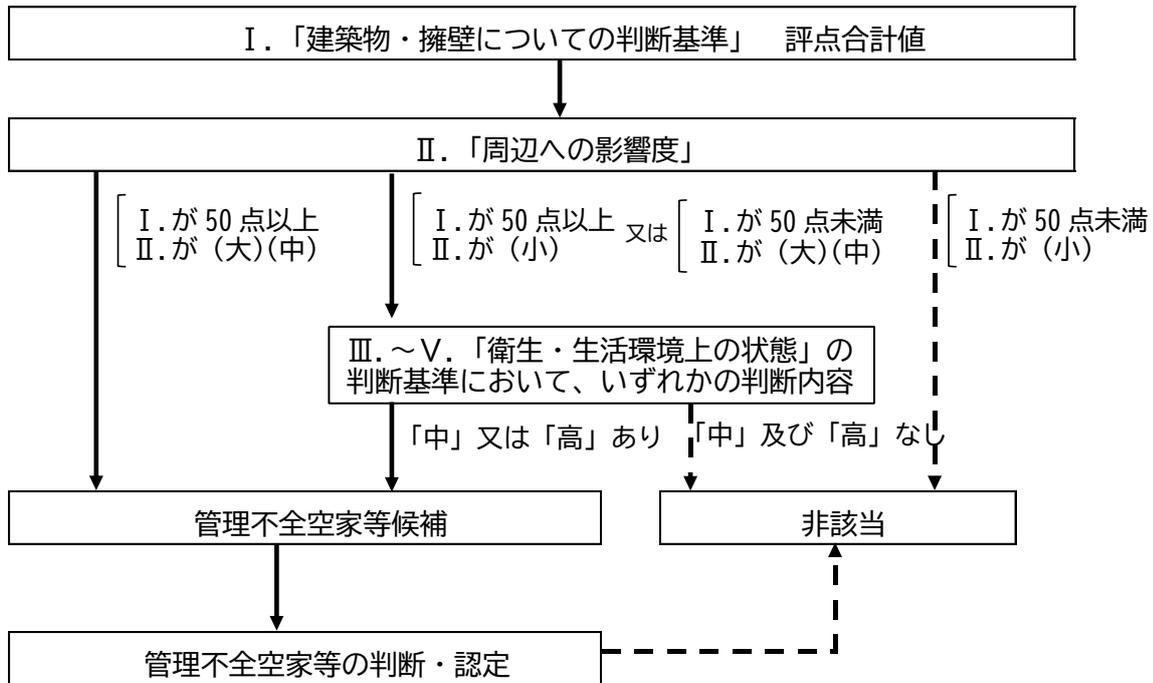
- ・「低」 --- 状況が発生していない、もしくは確認できない場合
- ・「中」 --- 発生または確認できた状況で、社会通念上一般的な許容範囲を超えておる状況の場合
- ・「高」 --- 発生または確認できた状況が著しく、社会通念上一般的な許容範囲を超えており、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状況の場合
状況が「高」となる項目がある場合、特定空家等の判断に考慮し、「中」又は「高」となる項目がある場合、管理不全空家等の判断に考慮する。

なお、判断に際しては、時期や時間帯により状況が変わるものであるため、周辺住民への聞き取りを中心にして「地域住民の日常生活に支障を及ぼしている」ことの判断を行うものとする。

4. 管理不全空家等及び特定空家等候補の判断フロー

各判断基準による調査の結果を基に、管理不全空家等又は特定空家等の候補とどうかの判断方法は図2及び図3のフローのとおりとする。

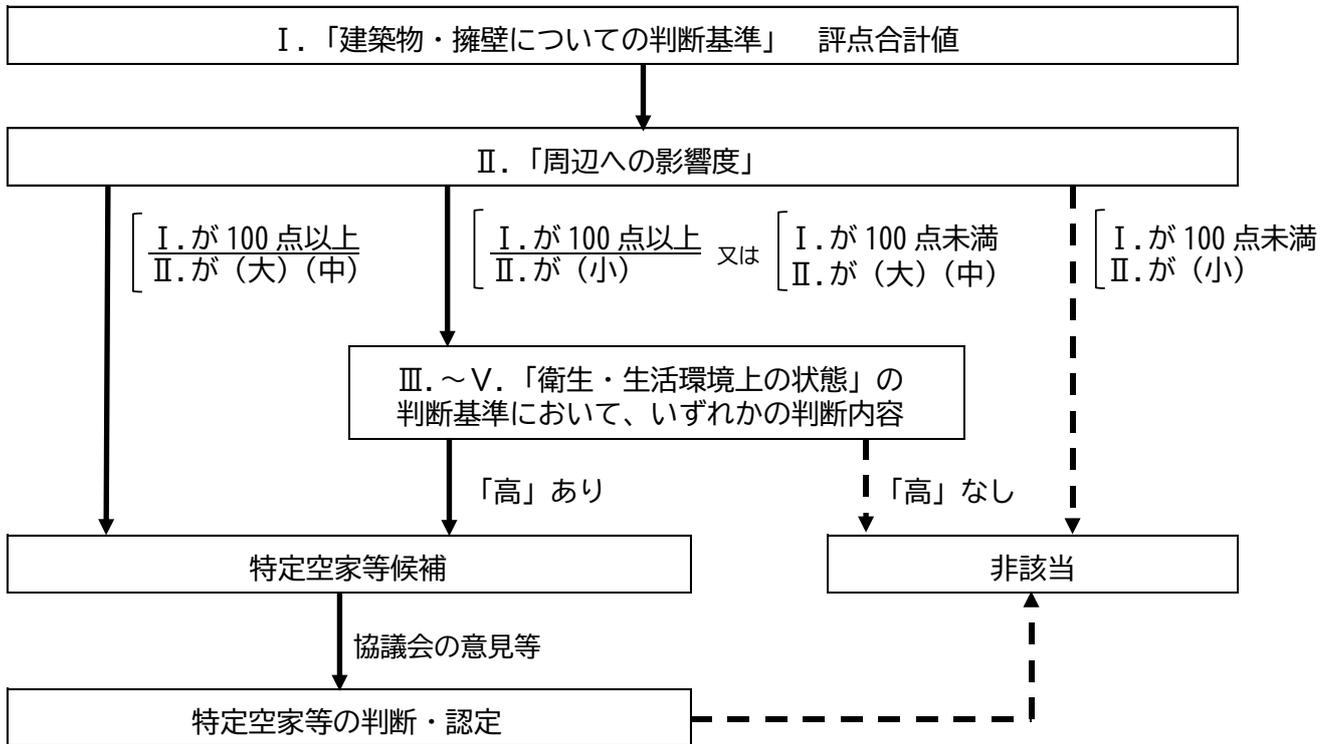
図2 管理不全空家等候補の判断フロー図



※ 管理不全空家等候補の判断例

(1)建築物の状態	I. 建築物の保安上危険となるおそれ (建築物・擁壁)	A 評点が 50 点以上 B 評点が 50 点未満
	II. 周辺への影響度 (敷地・境界からの離れ)	C 周辺への影響度が (大) 又は (中) D 周辺への影響度が (小)
(2)衛生・生活環境上の状態	III. 衛生上有害となるおそれ	E 状態「中」又は「高」あり
	IV. 著しく景観を損なうおそれ	F 状態「中」又は「高」あり
	V. 生活環境の保全が適切でなくなるおそれ	G 状態「中」又は「高」あり
⇒ A・Cの場合		「管理不全空家等候補」と判断
⇒ A・D及びE～Gのいずれかに該当する場合		
⇒ B・C及びE～Gのいずれかに該当する場合		

図3 特定空家等候補の判断フロー図



※ 特定空家等候補の判断例

(1)建築物の状態	I. 建築物の保安上危険となるおそれ (建築物・擁壁)	A 評点が 100 点以上 B 100 点未満
	II. 周辺への影響度 (敷地・境界からの離れ)	C 周辺への影響度が (大) 又は (中) D 周辺への影響度が (小)
(2)衛生・生活環境上の状態	III. 衛生上有害となるおそれ	E 状態「高」あり
	IV. 著しく景観を損なうおそれ	F 状態「高」あり
	V. 生活環境の保全が適切でなくなるおそれ	G 状態「高」あり
⇒ A・Cの場合		「特定空家等候補」と判断
⇒ A・D及びE～Gのいずれかに該当する場合		
⇒ B・C及びE～Gのいずれかに該当する場合		

5. 対応方針

あま市内に所在する空家等で、所有者等によって適切な管理がなされておらず、空家等対策計画の策定時の実態調査の結果や、市民からの情報提供により判明した管理不全空家等及び特定空家等となるおそれのある空家等について、適時、管理不全空家等又は特定空家等の候補に該当するかどうかの調査を行う。(図1参照。)

調査は敷地外からの外観調査を原則とするが、特定空家等候補を判断するにあたり敷地外からの調査では十分な判断ができない場合は、必要に応じて空家特措法第9条第2項による立入調査を行う。

管理不全空家等又は特定空家等候補の判断にあたっては、(1)「建築物の状態」、(2)「衛生・生活環境上の状態」についての判断基準により行う。

6. 調査の方法

調査は2名以上の職員による判定とし、判定者の協議により判定資料を作成する。立入調査時は、その身分を示す証明書を携帯するものとする。

判定にあたり建築物内の調査が必要なときは、立入調査の実施に際して、当該空家等の所有者等の許可を得て実施するものとする。

判定のための調査にあたり、判定者による判定が困難な場合、専門家(建築士等の資格を有する者で、管理不全空家等及び特定空家等の該当性を判断できる者)に委任し、意見を求めることができる。

なお、調査時において、認定に要する補足資料として写真や図などを作成する。(参考資料「あま市 管理不全空家等及び特定空家等調査票」参照。)

7. 認定の方法

あま市内に所在する空家等で、所有者等によって適切な管理がなされておらず、本判断基準に示す状態にある空家等を、管理不全空家等又は特定空家等の状態にあると判断する。

管理不全空家等又は特定空家等として認定するかどうかは、本判断基準により「管理不全空家等候補」又は「特定空家等候補」として判断された結果及び参考資料に基づき、認定するための勘案事項を踏まえて、総合的に判断する。

その際には、必要に応じてあま市空家等対策庁内調整会議、あま市空家等対策協議会の意見を聴き、最終的に市長が管理不全空家等又は特定空家等に認定を行うものとする。

【特定空家等に認定するための勘案事項】

ア. 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か

特定空家等候補の現状、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行して被害を受ける状況にあるか否か等により判断する。

イ. 悪影響の程度と危険等の切迫性

特定空家等候補の現状、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の建築物や通行人等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、またもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により判断する。

参考資料「あま市管理不全空家等及び特定空家等調査票」

あま市管理不全空家等及び特定空家等調査票

整理番号	
------	--

1) 調査実施状況

調査年月日		調査時間	
調査者	所属		氏名
	所属		氏名
	所属		氏名
調査範囲	敷地外・敷地内（建物内・建物外）		立会者 有・無

2) 建物の概要

所在地	あま市	用途地域	
建物用途	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明		
階数	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
建物面積	m ² （登記情報等に記載の面積、不明な場合は概算面積）		
建築年次	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月頃・不明		
付属建物	<input type="checkbox"/> 物置（棟） <input type="checkbox"/> 車庫（棟） <input type="checkbox"/> なし		

3) 位置図

(建築物と隣地境界、公衆用道路との距離 ※最短距離)



4) 写真

(建築物・敷地等の問題箇所)



5) 各判断基準に基づく判定結果

(1) 建物の状態			
I. 建築物の保安上危険となるおそれ			
	【建築物・擁壁についての判断基準】	合計点	点
II. 周辺への影響度			
	【敷地・境界からの離れについての判断基準】		
	・ 隣地境界と建築物の離れ	L =	m
	・ 公衆用道路と建築物の離れ	L =	m
	影響度	小・中・大	
(2) 衛生・生活環境上の状態			
III. 衛生上有害となるおそれについての判断基準		状況：低・中・高	
IV. 著しく景観を損なうおそれについての判断基準		状況：低・中・高	
V. 生活環境の保全が適切でなくなるおそれについての判断基準		状況：低・中・高	

6) 調査結果

調査結果総合判定	管理不全空家等候補 ・ 特定空家等候補 ・ 非該当
その他事項	